

研究ノート

## 獣医療におけるインフォームド・コンセント

川本哲郎

1. はじめに
2. インフォームド・コンセントの内容
3. 獣医師会の立場
4. 法律の規定
5. 裁判所の解釈
6. おわりに

### 1. はじめに

人間に対する医療においては、インフォームド・コンセントの考えが浸透<sup>(1)</sup>している。そして、その傾向は、獣（動物）医療においても同様である。獣医療の中でも、ペット＝小動物の医療は、従来に比べて飛躍的に発展しているし、また、我が国において、ペットを飼育している者の数も増加している。さらに、ペットを家族の一員と考える人も増えており、ペット医療や関連産業も隆盛に向かっている。少子高齢化の時代になり、ペットの数が子どもの数を上回るという話もある。このような中で、獣医療過誤の問題が深刻となっている。とくに、高度先進医療を施す獣医療機関では、当然のことながら、重症のペットが死亡する割合は高くなるので、紛争が発生することも稀ではない。そして、今後、このような紛争＝獣医療過誤はさらに増加することが予想されるのであるから、この問題の検討はきわめて重要であろう。しかし、この分野の研究はまだ緒についたばかりであるように思われる。<sup>(2)</sup>そこで、本稿では、研究のひとつの手がかりとして、獣医療におけるインフォームド・コンセントの問題を取り上げてみたい。

以下では、インフォームド・コンセントについて、人間に対する一般医

療と獣医療を対比して、議論の現状を紹介し、若干の検討を加えることとする。

#### 註

- (1) たとえば、手嶋豊「医事法入門 第2版」(2008年)157頁以下、金川琢雄「医事法の構想」(2006年)3頁以下、藤山雅行「判例にみる医師の説明義務」(2006年)、大石和昭「説明義務」加藤良夫編著「実務医事法講義」(2005年)150頁以下、稲垣喬「診療過誤」前田達明・稲垣喬・手嶋豊編「医事法」(2000年)256頁以下、星野一正「インフォームド・コンセント」(1997年)、大谷實「医療行為と法〔新版補正版〕」(1995年)61頁以下など参照。
- (2) 動物と法全般に関する貴重な業績として、「ペット六法第2版」(2006年)所収の論稿と、青木人志「日本の動物法」(2009年)など参照。

## 2. インフォームド・コンセントの内容

アメリカ合衆国では、1957年の判決において、インフォームド・コンセントという用語が初めて用いられたとされており、その後、その内容が議論されてきた。そして、我が国においても、その重要性が認識されるようになった。当初は、我が国では、インフォームド・コンセントは「説明と同意」と訳されており、その内容は、「医師による十分な説明と患者の真意に基づく(合理的な)同意」というものであった<sup>(3)</sup>。しかし、現在では、その概要は、以下のようなものと捉えられている。すなわち、医療者が、イニシアティブをとって患者との対話を行い、説明と質疑応答を繰り返し、医療者と患者が共同で意思決定を行い、結果責任をも共有する、という理解である<sup>(4)</sup>。

獣医療の世界でも、インフォームド・コンセントの考えは浸透してきている。たとえば、教科書等においては、次のような説明が行われている。インフォームド・コンセントとは、「①病状やその治療法を説明する。その説明は、同意するか、別の治療法を選択するか、それとも治療を受けないか。それを決定するのに必要な情報の提供でなければならない。②最終決定権は、病気の動物の所有者(飼育者)にあり、獣医師はその意思に従

わなければならない<sup>(5)</sup>」。さらに、先に述べた「医師と患者の共同の意思決定」という考えも紹介されている。すなわち、インフォームド・コンセントを得る際に、獣医師の説明は、一方的な情報伝達であってはならず、家族（飼い主）の質問や意見を聞いたうえで、両者が「最終的な合意に達した上での家族からの治療に対する依頼<sup>(6)</sup>」がインフォームド・コンセントである、とされている。

また、インフォームド・コンセントについては、獣医師国家試験においても問われている。たとえば、2008年の問10では、「インフォームド・コンセントの目的として誤っているのはどれか」という出題があり、選択肢に、①高度診療への誘導、②情報の共有、③信頼関係の構築、④診療への理解と協力依頼、⑤治療方針の説明と確認が挙げられ、①を答えさせるということになっている。ここからは、出題者のインフォームド・コンセントに関する理解の一端を垣間見ることができよう。つまり、出題者は、インフォームド・コンセントの構成要素として上記②―⑤を挙げているが、④と⑤はインフォームド・コンセントの中核であるから、②情報の共有と③信頼関係の構築が残りの大事な要素であり、これを把握していることが獣医師になるためには必要不可欠と考えているわけである。

#### 註

- (3) 拙稿「脳死と臓器移植をめぐる問題状況」同志社時報90号（1990年）96頁。
- (4) 岡本珠代「インフォームド・コンセントの50年」人間と科学（県立広島大学保健福祉学部誌）10巻1号（2010年）1頁以下参照。
- (5) 池本卯典「動物看護のための倫理と法」（2003年）27頁。
- (6) 鷺巣月美「動物医療現場におけるインフォームドコンセントとセカンドオピニオン」日本獣医師会雑誌59巻9号（2006年）580頁。

### 3. 獣医師会の立場

日本獣医師会の「獣医師の誓い—95年宣言」では、「良識ある社会人としての人格と教養を一層高めて、専門職としてふさわしい言動を心がけ

る」とされており、1999年に公表された「日本獣医師会の『インフォームド・コンセント徹底』宣言」は、「動物医療におけるインフォームド・コンセントとは、受診動物の病状および病態、検査や治療の方針・選択肢、予後、診療料金などについて、飼い主に対して十分説明を行ったうえで、飼い主の同意を得ながら治療等を行うことを意味します」とした。さらに、2002年の「小動物医療の指針」においては、「6 インフォームド・コンセント」という項目が設けられ、以下のように述べられている。すなわち、「診療に関する十分な事前説明を行うことが小動物医療サービスの重要な要素であるとの認識を持つ獣医師と、診療に関する懇切丁寧な事前説明を受けて診療内容を決定したいと望む飼育者とが相互に信頼して協力し、飼育動物に良質で適正な小動物医療を施すことが極めて重要である」とし、「獣医師による事前説明」として、①受診動物の病状、②検査や診療の方針とその選択肢、③予後等、④診療料金が示されている。<sup>(7)</sup>

千葉獣医師会も、2002年に倫理綱領を作成し、「獣医師は人と動物の絆を尊重し、誠実さとやさしさをもって獣医療の内容をよく説明し、信頼を得るように努める」とし、説明する項目として、診断、病名、予後、通院と入院・退院、費用を挙げている。そして、その注釈において、「幾つかの品位・品格に疑問を感じて獣医事紛争へと発展することも有り得るということを認識し、言葉づかいや態度で、治療内容や人格まで疑われることの無きように心掛けることが大切である」と述べている。<sup>(8)</sup>

1998年に制定され、2008年に改訂された「米国獣医師会倫理綱領」では、「VI治療」において、「獣医師は、治療を選択する責任を有する。患者に対して、予想される結果や費用、治療に伴う危険についての情報を提供することは、獣医師の責任である」と定められている。<sup>(9)</sup>

#### 註

(7) 日本獣医師会のホームページ (<http://nichiju.lin.gr.jp>)。

(8) 社団法人千葉県獣医師会「千葉県獣医師会獣医師倫理綱領」(2002年) 18頁。

(9) <http://www.avma.org/issues/policy/ethics.asp>。

## 4. 法律の規定

インフォームド・コンセントに関して、一般医療では、医療法1条の4第2項が、「医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療の担い手は、医療を提供するに当たり、適切な説明を行い、医療を受ける者の理解を得るように努めなければならない」と規定しているし、医師法23条は、「医師は、診療をしたときは、本人又はその保護者に対し、療養の方法その他保健の向上に必要な事項の指導をしなければならない」としている。

獣医療においては、前者のような法規定は存在しないが、獣医師法は、「獣医師は、飼育動物の診療をしたときは、その飼育者に対し、飼育に係る衛生管理の方法その他飼育動物に関する保健衛生の向上に必要な事項の指導をしなければならない」（20条）という規定を置いているので、インフォームド・コンセントについては、「拡大解釈のきらいもあるが、法律上はこの第20条を援用するしかない」という指摘が見られる<sup>(10)</sup>。

なお、獣医師法では、獣医師の職業倫理に関しても規定が置かれている。獣医師法5条は、「獣医師道に対する重大な背反行為若しくは獣医師事に関する不正の行為があった者又は著しく徳性を欠くことが明らかな者」に対しては、獣医師免許を与えないことがあるとして、いわゆる相対的欠格事由を定めているし、8条では、応召義務違反、届出違反と並んで、「獣医師としての品位を損ずるような行為をしたとき」は、「(獣医師の)免許を取り消し、又は期間を定めて、その業務の停止を命ずることができ」と規定されている。

### 註

(10) 池本卯典「知っておきたい獣医科診療室の倫理」(2001年)20頁。

## 5. 裁判所の解釈

インフォームド・コンセントは、前述のように、①医師による十分な説

明と、②患者の真意に基づく同意とを構成要素としているが、ここでは、医師による説明についての裁判所の考え方を見てみよう。

一般医療では、患者に対する説明義務違反は、自己決定権（人格権）の侵害あるいは民法上の不法行為ないし債務不履行として、損害賠償や慰謝料が認められることになる。

問題は、説明の項目（範囲）と方法である。一般医療に関して、最判平成18年10月27日<sup>(11)</sup>は、予防的な療法実施についての判示において以下のよう述べている。

「医師は、患者の疾患の治療のために手術を実施するに当たっては、診療契約に基づき、特別の事情のない限り、患者に対し、当該疾患の診断（病名と病状）、実施予定の手術の内容、手術に付随する危険性、他に選択可能な治療方法があれば、その内容と利害得失、予後などについて説明すべき義務があり、また、医療水準として確立した療法（術式）が複数存在する場合には、患者がそのいずれを選択するかにつき熟慮の上判断することができるような仕方、それぞれの療法（術式）の違いや利害得失を分かりやすく説明することが求められると解される」。

獣医療については、東京高判平成19年9月27日<sup>(12)</sup>が以下のように判示している。事案は、飼い犬の卵巣子宮全摘出、下顎骨切除、乳腺腫瘍切除手術の過誤に関するものであるが、当該手術が不適切であったことに加えて、獣医師による説明義務違反を認めた。すなわち、「獣医師による手術に当たって、獣医師は、原則として、飼い主の意思に反する医療行為を飼い犬に対し行ってはならないのであって、獣医師は、飼い主が医療行為の内容、その危険性等を十分な理解をした上で意思決定ができるために必要な範囲の事柄を事前に説明することが必要であり、人間の生命が問題となる場合と飼い犬の生命が問題となる場合とでは、医師又は獣医師が負う説明義務について全く同一の基準が適用されるべきものではないにしても、一定の場合には、その説明の不履行が説明義務違反として飼い主に対し法的な責任を負担しなければならない場合があるものと解する」。

また、名古屋高金沢支判平成17年5月30日<sup>(13)</sup>は、獣医師の治療義務違反、

説明義務違反による債務不履行又は不法行為に基づく損害賠償請求を認めただものであるが、獣医師による説明の範囲について、①当該疾患の診断（病名、病状）、②実施予定の治療方法の内容、③その治療に伴う危険性、④他に選択可能な治療方法があればその内容と利害得失、⑤予後などを挙げている。

#### 註

- (11) 判時1951号59頁、判タ1225号10月27日。なお、最判平成13年11月27日民集55巻6号1154頁参照。
- (12) 判時1990号21頁。
- (13) 判タ1217号294頁。

## 6. おわりに

以上、獣医療におけるインフォームド・コンセントについて現状を把握し、若干の考察を行ってきたが、まだまだ未解決の部分は残されている。たとえば、医師の説明義務に関して、これまでに明らかにされた説明の項目としては、①受診動物の病状および病態、②検査や診療の方針と内容（通院・入院期間などを含む）、③治療に伴う危険（後遺障害や薬の副反応などを含む）、④他に選択可能な治療方法の内容と利害得失、⑤予後等、⑥診療料金が挙げられているが、これが必要にして十分なものが今後も検討されなければならない。また、理論的な問題としては、説明の範囲・程度に関して、合理的医師説、合理的患者説、具体的患者説、二重基準説の対立がある。<sup>(14)</sup>さらに、医療水準や損害額算定の問題もあるし、今回は取り上げなかった患者（飼い主）側の行為能力の問題もある。問題を不法行為にまで広げれば、過失の注意義務違反の内容（結果予見可能性と結果回避可能性）から、因果関係などの重要な問題が残されている。

また、この問題を検討する際には、一般医療と獣医療の違いにも注目しなければならない。たとえば、一般医療では、患者の真意の判断方法や真意の合理性などが問題となっているが、獣医療の場合には動物の真意が問

題となることはない。その代わりに飼い主の自己決定権が問題とされる。さらに、獣医療には保険診療がないことも重要な要素として考慮する必要があろう。高度先進医療の可能な施設が限られているという現実も見逃せない。逸失利益の考え方も異なるのは当然であるが、ペット・ロスに対する慰謝料は認められた事例がある<sup>(15)</sup>。また、医療関係者と飼い主との信頼関係が重要であるということも一般医療と同様である。たとえば、プライドの高い医師と、無理な要求を出す患者ないし飼い主との間にはコミュニケーションは成立せず、信頼関係が形成されることは期待できない<sup>(16)</sup>。その点で、獣医療において、千葉県獣医師会が、獣医師の「言葉づかいや態度」にまで触れていることは、一般医療においても参照されるべきであると思われる。

最後に、この分野に関する法の取り組みの遅れについて触れておきたい。医療分野と法分野の交流は、精神医療や臓器移植などの分野を初めとして、近年では盛んになりつつあるが、獣医療と法の分野では、そのような交流や意見交換はほとんど見られないと言ってよい。冒頭に述べたように、これから益々需要の大きくなる領域であるから、司法制度改革の重要な一分野である法科大学院の教育を含めて、法律分野の取り組みが必要不可欠であることを指摘しておきたい。

## 註

- (14) 金川琢雄・前掲書11頁以下、小西知世「インフォームド・コンセント」甲斐克則編「ブリッジブック医事法」(2008年)37頁参照。
- (15) 東京地判平成16年5月10日判タ1156号110頁、宇都宮地判平成14年3月28日(最高裁ホームページ)参照。
- (16) 本稿は、2010年8月10日に鳥取大学農学部で開催されたインフォームド・コンセント研修会における報告を基にしたものであり、その際に報告された鷺巢月美教授(日本獣医生命科学大学)と西田幸司院長(大阪府メディカルセンター西田獣医)からは多くのご教示をいただいた。とくに鷺巢教授のご報告は、「動物医療現場におけるコミュニケーション」と題し、その実際を詳細に紹介されたもので、大いに参考となった。